

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税法等による住民税・固定資産税・軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、地方税法等による賦課・徴収・調査・収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道岩内町長

公表日

令和7年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等による賦課・徴収・調査・収納管理に関する事務
②事務の概要	・地方公共団体は、地方税法に定めるところにより、地方税を賦課することができ、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、当該地方公共団体の条例によることとされている。 ・岩内町税条例及び岩内町国民健康保険税条例に基づく税の賦課徴収事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 町民税（個人・法人）の賦課徴収及び調査に関する事務 2. 固定資産税・都市計画税の賦課徴収及び調査に関する事務 3. 軽自動車税の賦課徴収及び調査に関する事務 4. 国民健康保険税の賦課徴収及び調査に関する事務 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を符号を用いて行う。
③システムの名称	Reams個人住民税システム標準準拠版、Reams固定資産税システム標準準拠版、Reams軽自動車税システム標準準拠版、Reams収納管理システム標準準拠版、Reams国民健康保険（資格・税）システム標準準拠版、税申告相談受付システム、電子申告システム、国税連携システム、納組・口座システム、Reams宛名管理システム標準準拠版、中間サーバー、個人住民税申告ポータル・マイナポータル申請管理・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、法人住民税情報ファイル、固定資産税・都市計画税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、住民情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表24の項並びに内閣府・総務省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	総務部 税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 総務部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 総務部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	岩内町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を設定し、また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけるなどの対策を講じている。 ●標準準拠システムへの移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化して追記できない状態にし、作業終了後は、不正な利用を防止するために確実に消去または物理的破壊を行う。 ●ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行う。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととする。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしないよう制御を講じる。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I－4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の27項並びに内閣府・総務省令第20条、60条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項並びに内閣府・総務省令第7号の1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,53,54,55,58,59,60条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)27項並びに内閣府・総務省令第20条、60条 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,120項並びに内閣府・総務省令第7号の1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3,60条	事後	
令和1年6月28日	II－1. 対象人数 計数時点	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II－2. 取扱者数 計数時点	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の記載	事後	
令和3年3月12日	I－5. ①部署	総務部税務課課	町民生活部 税務課課	事後	
令和3年3月12日	I－5. ②所属長の役職名	総務部税務課課長	町民生活部 税務課長	事後	
令和3年3月12日	I－7. 請求先	総務部総務財政課(総務担当)	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	事後	
令和3年3月12日	I－8. 連絡先	総務部総務財政課(総務担当)	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	事後	
令和3年3月12日	II－1. 対象人数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月12日	II－2. 取扱者数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I－4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)27項並びに内閣府・総務省令第20条、60条 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,120項並びに内閣府・総務省令第7号の1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3,60条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)27項並びに内閣府・総務省令第20条、60条 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,119,120項並びに内閣府・総務省令第7号の1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3,60条	事後	
令和3年9月1日	II－1. 対象人数 計数時点	令和3年3月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II－2. 取扱者数 計数時点	令和3年3月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和7年11月14日	I－1. ②事務の概要	・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を符号を用いて行う。	・番号法第19条第8号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を符号を用いて行う。	事後	
令和7年11月14日	I－1. ③システムの名称	個人住民税システム、法人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、国民健康保険(資格・税)システム、税申告相談受付システム、電子申告システム、国税連携システム、納組・口座システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	Reams個人住民税システム標準準拠版、Reams固定資産税システム標準準拠版、Reams軽自動車税システム標準準拠版、Reams収納管理システム標準準拠版、Reams国民健康保険(資格・税)システム標準準拠版、税申告相談受付システム、電子申告システム、国税連携システム、納組・口座システム、Reams宛名管理システム標準準拠版、中間サーバー、個人住民税申告ポータル・マイナポータル申請管理・申請管理システム	事後	
令和7年11月14日	I－3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	番号法第9条第1項、別表24の項並びに内閣府・総務省令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	I－4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 27項並びに内閣府・総務省令第20条、60条 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65, 66,67,70, 71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,119,120項 並びに内閣府・総務省令第7号の 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22 の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の 2,31の3, 32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44 の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の 2,59の3, 60条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関 係情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表の48の項	事後	
令和7年11月14日	I－5. ①部署	町民生活部 税務課	総務部 税務課	事後	
令和7年11月14日	I－5. ②所属長の役職名	町民生活部 税務課長	総務部 税務課長	事後	
令和7年11月14日	I－7. 請求先	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	総務部 総務課 庁舎・情報管理係	事後	
令和7年11月14日	I－8. 連絡先	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	総務部 総務課 庁舎・情報管理係	事後	
令和7年11月14日	II－1. 対象人数 計数時点	令和3年8月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年11月14日	II－2. 取扱者数 計数時点	令和3年8月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年11月14日	IV－4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託	[○]委託しない	[] [十分である]	事後	
令和7年11月14日	IV リスク対策 8～11	9～11 (なし)	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の変 更・追加記載	事後	